

PCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物 収集運搬業 許可申請の手引き

- ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物については、高濃度のものは、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）北海道PCB処理事業所において、低濃度のものは、国が認定した無害化処理施設等において処理が行われています。
- PCB廃棄物の収集運搬（積替保管含む）を行う場合には、特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可が必要です。
- この手引きは、北海道内でPCB廃棄物の収集運搬を行うために特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取得される方（積替保管の追加等による事業の範囲の変更を伴う許可を含む）の手引きです。
- なお、政令市（札幌市、旭川市、函館市）の区域内で積替保管を行う場合は、その政令市長の許可が必要となりますので、各政令市にお問い合わせください。
- また、JESCO北海道PCB処理事業所への搬入に当たっては、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可のほか、同社へ入門許可申請を行い、入門許可証の交付を受ける必要があります。詳しくは同社にお問い合わせください。（積替等により、入門許可者と連携して収集運搬を行う連携者についても、入門許可者と同様の基準を満たすとともに、連携者としての調書等の作成が必要です。）

目 次

第1	PCB廃棄物の収集運搬		
1	廃棄物処理法で定めるPCB廃棄物	-----	1
2	収集運搬の基準	-----	1
3	積替保管の基準	-----	2
4	PCB廃棄物収集・運搬ガイドラインについて	-----	3
第2	申請手続き		
1	申請にあたっての留意点	-----	3
2	申請等のフロー	-----	4
3	許可申請について	-----	6
第3	記載例		
1	許可申請書	-----	8
2	収集運搬事業計画	-----	11
3	連絡設備等の概要を記載した書類	-----	23
4	応急設備等の概要を記載した書類	-----	24
第4	その他		
	問合せ先	-----	25

北海道環境生活部環境局循環型社会推進課

平成18年12月

令和元年8月一部改正

第1 PCB廃棄物の収集運搬

1 廃棄物処理法で定めるPCB廃棄物【施行令第2条及び第2条の4】

PCB廃棄物は、廃棄物処理法で、次の3種類のもので、特別管理産業廃棄物として、定められています。

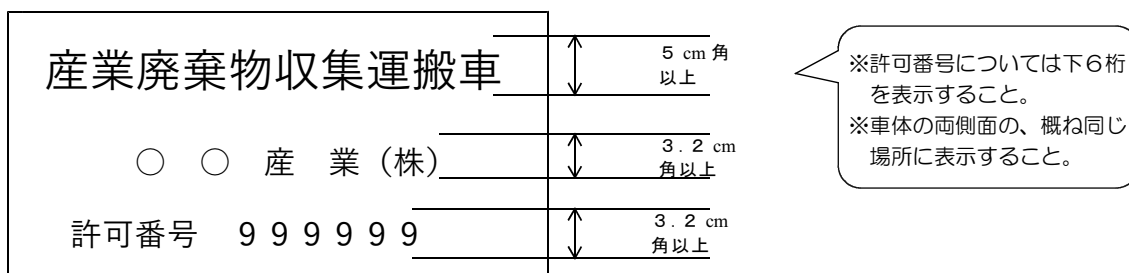
- (1) 廃PCB等
廃ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油。
- (2) PCB汚染物
ポリ塩化ビフェニルが塗布、染み込み、付着又は封入された汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類。
【例えば、トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器、感圧複写紙、ウェスなど。】
- (3) PCB処理物
廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもので、環境省令で定める基準に適合しないもの。

2 収集運搬の基準

(1) 特別管理産業廃棄物の収集運搬の基準【施行令第6条の5第1号】

- ① 廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- ② 収集運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ③ 収集又は運搬の施設を設置する場合には、生活環境保全上支障のないよう必要な措置を講ずること。
- ④ 廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- ⑤ 廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。
- ⑥ 運搬車及び運搬容器は、廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- ⑦ 運搬車の車体の外側に産業廃棄物の収集運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称及び許可番号を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車には、許可証の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）を備え付けておくこと。
- ⑧ 収集又は運搬を行う者は、その収集又は運搬に係る廃棄物の種類及び廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を文書に記載し、当該文書を携帯すること。ただし、廃棄物を収納した運搬容器に当該事項が表示されている場合は、この限りでない。

【産業廃棄物収集運搬車の標準的表示方法】



(2) PCB廃棄物の収集運搬の基準【施行令第6条の5第1号イ】

- ① 必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。
- ② PCB廃棄物を収納する運搬容器は、密閉できることその他の環境省令で定める構造を有するものであること。

(3) 運搬容器の構造【施行規則第1条の11】

- ① 密閉できることその他のポリ塩化ビフェニルの漏洩を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ② 収納しやすいこと。
- ③ 損傷しにくいこと。

【留意事項】

JESCO北海道PCB処理事業所では、PCB廃棄物処理事業の実施に当たり、北海道PCB廃棄物処理施設に係る受入基準（以下、「受入基準」）を定めており、処理施設に運搬するためには、受入基準に適合した運搬容器を使用する必要があります。

その他、低濃度PCB廃棄物については、搬入先の処理施設にご確認ください。

3 積替保管の基準【施行令第6条の5第1号ロ、ハ、ニ】

- ① 積替保管は、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に廃棄物の積替保管の場所であることをその他必要な事項を表示した掲示板が設けられた場所で行うこと。
- ② 積替保管の場所から廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- ③ 積替保管の場所には、ねずみ、蚊、はえ等の害虫が発生しないようにすること。
- ④ 搬入された廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えないこと。
- ⑤ 廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設けること。
- ⑥ PCB汚染物又はPCB処理物は、容器に入れ密封するなど揮発を防止し高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
- ⑦ PCB汚染物であって環境大臣が定めるもの（※）にあつては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように形状を変更しないこと。
- ⑧ PCB汚染物又はPCB処理物は腐食の防止のために必要な措置を講ずること。
- ⑨ 保管するPCB廃棄物の数量が、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量の7日分を超えないようにすること。

※ 環境大臣が定めるPCB汚染物（安定器の形状変更）（平成27年11月24日 環境省告示135号）
膨張、腐食等により、PCBの漏洩が認められないコンデンサー外付け型安定器以外の安定器

【留意事項】

① 掲示板の例

← 60 cm以上 →		↑ 60 cm以上 ↓ 道では、「産業廃棄物の保管施設ガイドライン」により、高さ 100cm以上、幅 120cm以上とするように指導しています。
施 設 の 名 称	特別管理産業廃棄物保管施設	
保管する廃棄物の名称	廃PCB等、PCB汚染物	
管 理 者 名	〇〇産業(株) 担当者 〇 〇 〇 〇	
連 絡 先	0 1 2 (3 4 5) 6 7 8 9	
積替保管のための保管上限	廃PCB等 00m ³ 、PCB汚染物 00m ³	
許 可 の 種 類	特別管理産業廃棄物収集運搬業	
許 可 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
許 可 番 号	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号	

② 平均的な搬出量とは、前月の総搬出量を前月の総日数で除して得た数量となります。

また、新たに積替保管施設を設置する場合など、実績がなく上述の算定ができない場合には、算定できるようになるまで、計画搬出量をもって平均的な搬出量を算出することになります。

計画搬出量については、事業計画における搬出計画量や、運搬車両の積算可能量等から適切な平均搬出量を算出してください。

4 PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン等について

環境省では、PCB廃棄物の保管事業者及び収集運搬業者が、廃棄物処理法その他の関係法令に定められているPCB廃棄物の収集・運搬に係る基準等を遵守するために必要な技術的方法及び留意事項について、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」として具体的に示しています。（低濃度PCB廃棄物の収集運搬については、「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」をご確認ください。）

また、北海道においても、北海道の地域状況を考慮し、安全かつ安心できる収集運搬を確保することを目的に、JESCO北海道PCB処理事業所で処理されるPCB廃棄物の収集運搬に携わる全ての者を対象に、北海道におけるPCB廃棄物の収集運搬の実務的な手引き書として「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領」を作成しています。

【環境省ガイドライン】 <http://www.env.go.jp/recycle/poly/guideline.html>

【北海道実務要領】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/youryou.htm

第2 申請手続き

1 申請にあたっての留意点

(1) 申請書の提出先

許可申請書等は、主要な営業所の所在地を管轄する（総合）振興局に提出してください。

ただし、積替保管施設を設置する場合は、積替保管施設の所在地を管轄する（総合）振興局に提出してください。

なお、申請様式については、北海道のホームページに掲載しています。

【道のHP】

http://www.pref.hokkido.lg.jp/ks/jss/top_page/sanpai_yousikimenu.htm

(2) 申請手数料

許可申請には、申請手数料が必要ですので、北海道収入証紙を購入のうえ、許可申請書に貼付してください。

・特別管理産業廃棄物収集運搬業	新規許可	81,000円
・特別管理産業廃棄物収集運搬業	変更許可	72,000円
・特別管理産業廃棄物収集運搬業	更新許可	74,000円

(3) 許可要件

次に掲げる要件すべてを満たしていなければ許可できませんので、ご注意ください。

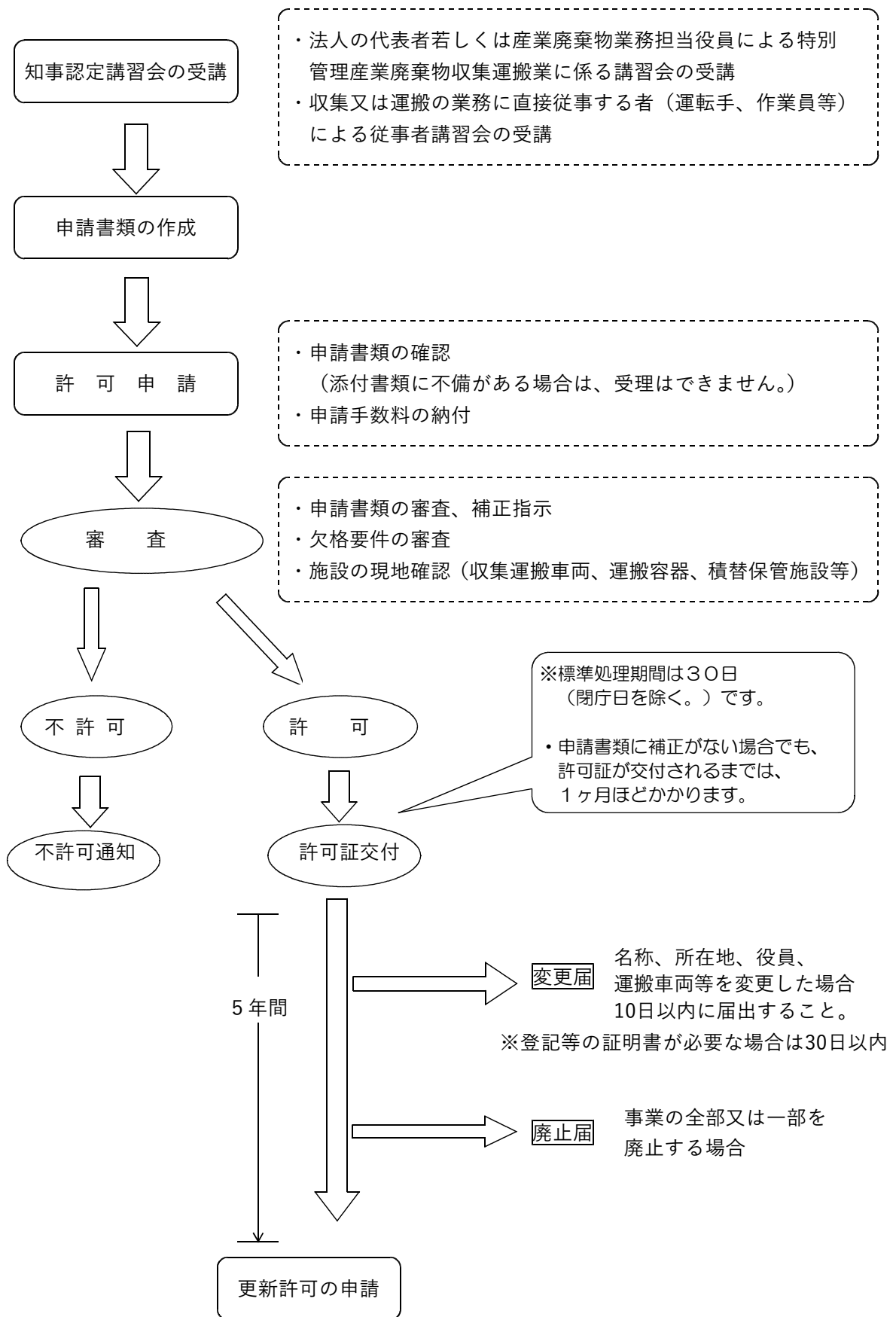
- ① 廃棄物が、飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ② 応急措置設備等及び連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。
【応急措置設備：保護衣、吸収材等、消火器等及び応急措置の内容を記載した書類】
【連絡設備等：電話又は無線機等、GPS、緊急連絡先を記載した書類】
- ③ 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
【知事の認定した特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る講習会の受講】
- ④ 収集又は運搬の業務に直接従事する者が、PCB廃棄物の性状に関し特に注意すべき事項、性状に応じた取扱、事故時における応急措置、緊急時の連絡方法について十分な知識及び技能を有すること。【知事の認定した従事者講習会の受講】
- ⑤ 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- ⑥ 申請者が、廃棄物処理法上の欠格要件に該当しないこと。

※1 経営状況が債務超過に陥っている場合等については、許可しない場合があります。

(債務超過：負債の総額が資産の総額を上回る状態)

※2 許可後に申請時点で欠格要件に該当していたことが判明した場合は、許可時にさかのぼって許可が取り消しとなります。申請書に添付していただく「誓約書」をよくご確認の上、誤りのないように申請してください。

2 申請等のフロー



3 許可申請について

(1) 申請書類

新規に許可申請を行おうとする場合は「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書」、既に特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している場合は、「特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書」に次の書類を添付の上、申請してください。

添 付 書 類	備 考
1.事務所、事業場等に関する書類	<p>※許可申請書の第2面の事務所等の所在地記載欄では記載しきれない場合は、別記様式11を添付すること。</p> <p>○付近の見取り図（住宅地図の写し等）</p>
2.事業計画の概要を記載した書類等	○事業計画書（別記様式7 第1面～第5面）
3.連絡設備等の概要を記載した書類	○様式は定めていません。適宜作成してください。 〔連絡設備等とは、電話又は無線機等、全地球測位システム(GPS)、緊急連絡先を記載した書類をいう。〕
4.応急措置設備等の概要を記載した書類	○様式は定めていません。適宜作成してください。 〔応急措置設備とは、保護衣、吸収材等、消火器等及び応急措置の内容を記載した書類をいう。〕
5.事業の用に供する施設に関する書類 (1) 運搬車両等に関するもの	<p>※事業計画書の第2面の運搬車両一覧の欄では記載しきれない場合には、別記様式12を添付すること。</p> <p>○車両の写真（前面、側面）（別記様式7 第6面） （車両のナンバー、会社名等が識別できるもの）</p> <p>○自動車検査証（車検証）の写し （※全車両分の、期限の切れていないもの）</p> <p>※借用車の場合は、車両を使用する権原を有することを証する書類（借用期間（借用期間が1年以上。）、借受料等を明記した貸借契約書等の写し）も提出すること。</p>
(2) 駐車場に関するもの 〔道の所管区域内に駐車場がある場合に限る。〕	<p>○駐車場の位置図、配置図</p> <p>○不動産登記法による登記事項証明書</p> <p>※申請者が所有権を有しない場合は、借用期間・借受料等を明記した貸借契約書の写しも提出すること。</p>
(3) 運搬容器に関するもの	<p>○運搬容器の写真（別記様式7 第7面）</p> <p>○運搬容器の構造図を含む仕様が分かる書類</p> <p>○運搬容器の所有権又は使用权を有することを証する書類（購入契約書又は発注書の写し及び納品書の写し等）</p>
(4) 積替保管を行う場合	<p>※事業計画書の第3面の積替保管施設の概要の記載欄では記載しきれない場合は、別記様式14を添付すること。</p> <p>○施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに付近の見取り図</p> <p>○施設の概要の分かる写真（外観、内部等）</p> <p>○不動産登記法による登記事項証明書（全部事項証明書又は現在事項証明書）及び公図の写し</p> <p>※申請者が所有権を有しない場合は、借用期間・借受料等を明記した貸借契約書の写しも提出すること。</p> <p>○特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を証する書類（知事が認定する特管管理者講習会の修了証の写し等）</p>
6.事業を行うに足る技術的能力を説明する書類	<p>○知事が認定する特別管理産業廃棄物の収集運搬に関する講習会の修了証の写し</p> <p>※講習会受講者は次の者のいずれかであること。</p> <p>① 代表者又は産業廃棄物業務担当役員</p>

	② 処理業を行おうとする区域に存する事業場の代表者 (令6条の10に規定する使用人)
7.直接従事する者が十分な知識及び技能を有することを示す書類	○知事が認定する従事者講習会の修了証の写し (直接従事する者とは、PCB廃棄物の運搬車輛の運転手の他、 積込み・積下ろしに従事する者が該当します。)
8.経理的基礎を有することを証する書類	○事業開始に要する資金の調書(別記様式7第9面) ○直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (法人税に関する書類は、税務署が証明したものに限る。) ※経理的基礎に関する判断書類として、中小企業診断士の診断書等を提出して頂く場合もあります。
9.定款、登記事項証明書等	○定款又は寄附行為(原本証明したもの) ○商業登記法による登記事項証明書 (履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)
10.申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面	○誓約書(別記様式15) 申請者、法定代理人、役員、株主又は出資者及び令6条の10に規定する使用人が、法14条第5項第2号イからへまでに該当しないものであることを誓約する書面
11.住民票、登記事項証明書等	・次に掲げるものについて提出すること。 ・役員(監査役、相談役、顧問を含む) ・令6条の10に規定する使用人 ・5%以上の株式を保有する株主又は5%以上の額に相当する出資をしている者 ○住民票の写し(本籍の記載のあるものに限る。) ○成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。) ※外国人にあっては外国人登録証明書の写しとする。 ※対象者が法人である場合は、商業登記法による登記事項証明書とする。
12.許可証の写し	○他の都府県等で許可を受けている場合は、その許可証の写し(複数の許可を有する場合は、搬出先のもの。) ○許可の更新又は変更許可の申請にあっては、現在の北海道知事の許可証の写し

- ※ 直前の事業年度に係る有価証券報告書の添付があった場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、定款又は寄附行為、商業登記法による登記事項証明書の添付を省略できます。
- ※ 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準への適合性の申出書の添付があった場合は、上記のほか、事業を行うに足る技術的能力を説明する書類の添付を省略できます。
- ※ 変更許可申請の場合にも添付を省略できる書類があります。(詳細については、申請書の提出先となる(総合)振興局にお尋ねください。)

(2) 添付書類に関する留意事項

- ① 不動産登記法による登記事項証明書、商業登記法による登記事項証明書、住民票、外国人登録証明書、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書は、3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。
- ② 法人税又は所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類については、申請日の直近3ヶ月以内に発行され、かつ、未納税額のないものを提出してください。

第3 記載例

1 許可申請書

別記様式4 (規則様式第12号)

(第1面)

<p>特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (<input checked="" type="radio"/> 新規 ・ <input type="radio"/> 更新 ・ <input type="radio"/> 更新時変更)</p>	
<p>令和〇〇年〇〇月〇〇日</p>	
<p>いずれかに○を付ける</p>	
<p>北海道知事 鈴木 直道 様</p>	
<p>申請者 郵便番号 123-4567 住 所 北海道〇〇市〇〇丁目〇番〇号</p>	
<p>氏 名 北海道〇〇株式会社 代表取締役 北海 太郎 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)</p>	
<p>電話番号 012 - 345 - 6789 FAX番号 012 - 345 - 6790</p>	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
<p>事業の範囲 (取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p>	<p>種類: 廃PCB等、PCB汚染物</p> <p>積替え又は保管: <input checked="" type="radio"/> あり ・ <input type="radio"/> なし</p> <p>いずれかに○を付ける</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 別記様式7「事業計画の概要」第2面に記載のとおり</p>
	<p>事業場 別記様式7「事業計画の概要」第2面に記載のとおり</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>別記様式7「事業計画の概要」第2面に記載のとおり</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類</p>	<p>別記様式7「事業計画の概要」第3面に記載のとおり</p>
<p>※事 務 処 理 欄</p>	

既に処理業の許可 (都府県・政令市の ものを含む。)を有し ている場合はその許 可番号等(申請中の 場合には申請年月 日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には申請年月日)	
	北海道	0100987653	
	札幌市	5100987653	
申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
北海道〇〇株式会社		北海道〇〇市〇〇丁目〇番〇号	
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりが な)氏	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所
ほっかい たらう 北海 太郎	昭和23.5.5 代表取締役	札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇番 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇番〇号	
ほっかい みちこ 北海 道子	昭和23.5.6 取締役	札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇番 同上	
さっぽろ いちろう 札幌 一郎	昭和33.5.5 監査役	札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇番 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇番〇号	
あさひかわ じろう 旭川 二郎	昭和33.5.6 顧問	北海道旭川市〇〇3丁目〇番 北海道函館市〇〇町〇〇番〇〇号	

役員は、名称にかかわらず取締役と同等以上の支配力を有する者について記載し、本籍、住所は住民票のとおり記載してください。

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の 総数	100,000 株		出資の額	
(ふりがな) 氏 名	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額		本 籍
		割	合	住 所
ほっかい たらう 北海 太郎	昭和23.	50,000株		札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇〇番
	5.5	50%		札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇番〇号
ほっかい みちこ 北海 道子	昭和23.	20,000株		札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇〇番
	5.6	20%		同 上
かんきょう 有限会社 環境		30,000株		
		30%		札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇〇番

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
どうちょうたらう 道庁 太郎	昭和40.5.5	北海道〇〇郡〇〇町〇〇番
	〇〇支店長	北海道〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
しんこういちろう 振興 一郎	昭和42.5.5	北海道〇〇郡〇〇町〇〇番
	〇〇営業所長	北海道〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

支店、営業所等の代表者等について、住民票のとおり記載してください。

- 備考
- ※の欄は記入しないこと。
 - 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
 - 1部提出すること。

※手数料欄

(日本工業規格 A列4番)

2 事業計画書

別記様式 7（規則様式第 6 号の 2）

（第 1 面）

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

- ・ 保管事業者が保管する廃 PCB 等及び PCB 汚染物（以下、「PCB 廃棄物」という。）を、保管事業者との契約に基づき、廃棄物処理法の処理基準や PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン等を遵守した上で、保管場所から処理業者まで、適正に収集運搬を行う。
- ・ 運搬に当たっては、PCB 廃棄物の性状に合わせて、JESCO 北海道 PCB 処理事業所の受入基準等や処理施設の受入条件に適合した運搬車両及び運搬容器を使用する。
- ・ 運搬効率化を図るため、〇〇地域の保管事業者から回収した PCB 使用安定器は、〇〇の積替保管施設に集約後、処理施設に運搬する。
- ・ 保管事業者との契約に応じて仕分けを行った場合、仕分け後の PCB 廃棄物の性状に併せて、処理業者に運搬する。
- ・ 業務の実施に当たっては、保管事業者と文書による契約を締結し、廃棄物の処理状況についてはマニフェスト伝票を使用し確認するなど、廃棄物処理法、関係法令を遵守する。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃 PCB 等 (高濃度)	10 t	廃油	道内の保管事業者	積替保管はしない	JESCO 北海道 PCB 処理事業所
2	PCB 汚染物 (高濃度)	10 t	トランス、コンデンサ	道内の保管事業者	積替保管はしない	JESCO 北海道 PCB 処理事業所
3	PCB 汚染物 (高濃度)	2 t	安定器	道内の保管事業者	〇〇市〇〇町〇番	JESCO 北海道 PCB 処理事業所
4	PCB 汚染物 (低濃度)	0.5 t	仕分け後の安定器残部材	道内の保管事業者	〇〇市〇〇町〇番	JX 金属苫小牧ケミカル (株)
5						
6						

備考 取り扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(第2面)

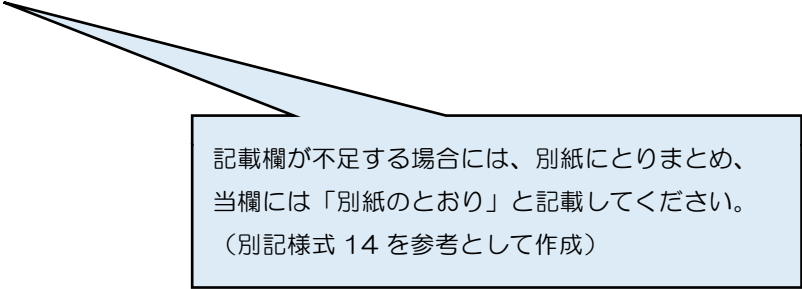
3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
1	日産〇〇〇〇	札幌11さ3333	4,000	自社所有	
2	トヨタ〇〇〇〇	室蘭11た4444	4,000	自社所有	
3	日野〇〇〇〇	札幌88な8888	最大荷重5kg	自社所有	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
	事務所の所在地	北海道〇〇市〇〇丁目〇番〇号			
	駐車場の所在地	北海道〇〇市〇〇丁目〇番〇号 ※ 付近の見取図を添付すること。			
(2) その他の運搬施設の概要					
	運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考	
	漏れ防止型金属容器	廃PCB等、PCB汚染物運搬用	6.2m ³	ステンレス製	
	ペール缶	PCB汚染物(安定器)	20L	鋼鉄製	

- ・自動車検証に記載されている内容を記載してください。
- ・借用者の場合、賃貸契約書等の写し(原則、1年以上)を添付してください。
- ・記載欄が不足する場合には、別紙にとりまとめ、当欄には「別紙一覧のとおり」と記載してください。(別記様式12を参考として作成)

- ・事務所の所在地には、本社のみではなく、設置している事務所、事業所、営業所、積替え又は保管施設等の全てを記載してください。
- ・記載欄が不足する場合には、別紙にとりまとめ、当欄には「別紙一覧のとおり」と記載してください。(別記様式11を参考として作成)

(3) 積替施設又は保管施設の概要

別紙のとおり



記載欄が不足する場合には、別紙にとりまとめ、
当欄には「別紙のとおり」と記載してください。
(別記様式 14 を参考として作成)

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

1. 車両毎の用途

(1) ○○営業所配置分

- ① キャブオーバー（札幌11さ3333）：PCB廃棄物運搬用
- ② フォークリフト（札幌88な8888）：PCB廃棄物積込用

(2) △△営業所配置分

- ③ キャブオーバー（室蘭11た4444）：PCB廃棄物運搬用

2. 収集運搬を行う時間

午前8時30分 から 午後5時
 休業日 土曜日、日曜日、年末年始、祝祭日

3. 運搬に当たっての留意事項

- ① 走行速度は、一般道では、法定速度を遵守。高速道路では、マイナス10キロで走行。
- ② 運転2時間につき、○○分間の休憩

PCB廃棄物の収集運搬を行う場合は、従事者の氏名、講習会の受講状況を記載してください。
【必要添付書類】
 知事が認定する従事者講習会の修了書の写し

4. PCB廃棄物の収集運搬の直接従事者

(1) 運転手

- ① 山田太郎（○○才）平成○○年○○月○○日、講習会終了済み
- ② 鈴木一郎（○○才）平成○○年○○月○○日、講習会終了済み

(2) 積込・積卸・積替（仕分け）従事者

- ① 山田三郎（○○才）平成○○年○○月○○日、講習会終了済み
- ② 鈴木二郎（○○才）平成○○年○○月○○日、講習会終了済み

従業員数の内訳

令和○年○月○日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	2人	1人	0人	2人	2人	0人	0人

5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に関し講ずる措置

① 飛散防止対策

PCB廃棄物の運搬に当たっては、インナートレイに入れた上で、漏れ防止型金属容器を使用し運搬する。(金属容器は、ロープで運搬車両に固定する。)

② 悪臭、騒音、振動対策

運搬車両は、定期的に、洗車・清掃を行い清潔にし、悪臭が生じないようにする。また、悪路の走行に際しては、徐行運転に努め、粉じん等の発生防止を図る。

③ PCB廃棄物の収集運搬に係る緊急時の対策

ア PCB廃棄物の収集運搬の状況を随時確認するとともに、事故等の緊急時に関係者に対して速やかに通報し、その被害及び影響を最小限にするために、運搬車両には、連絡設備を備え付ける。

(詳細については、別紙「連絡設備等の概要」のとおり。)

イ 収集・運搬中の事故等によるPCB廃棄物の流出、火災等の被害を防止するために、運搬車両には、防護衣、吸収材等の応急設備を常備する。

(詳細については、別紙「応急設備等の概要」のとおり。)

(2) 積み替え又は保管施設において講ずる措置

ア 積替保管施設への搬入時

運搬容器の破損がないこと、密閉状態が保たれていることを確認。
落下し、転倒し、破損しないように積み下ろし及び搬入を行う。

イ 積替作業時

運搬容器の蓋を開ける際には、活性炭付き局所排気装置を作動させる。
運搬容器からPCB廃棄物を取り出す際にはオイルパンの中で作業を行う。

ウ 搬出作業時

運搬容器の破損がないこと、密閉状態が保たれていることを確認。
落下し、転倒し、破損しないように搬出及び積み下ろしを行う。
運搬車両等に積載した運搬容器が、運搬中に落下、転倒、破損あるいは移動することのないよう確実に固定する。

エ 積替作業及び保管中の事故等によるPCB廃棄物の流出、火災等の被害を防止するために、積替保管施設には、防護衣、吸収材等の応急設備を常備する。

(詳細については、別紙「応急設備等の概要」のとおり。)

オ その他講ずる措置については、別記様式14のとおり。

(3) その他

- ① ISO14000を取得し、環境への負荷を低減する取組を推進する。
- ② 安全管理責任者を設置し、安全管理体制を構築する。
- ③ 従業員教育の実施
 - ア 特別管理産業廃棄物処理業に関する講習会を受講した役員が、全従業員を対象に、年1回以上、廃棄物処理法に関する研修を行い、従業員の意識の向上を図る。
 - イ PCB廃棄物の収集運搬従事者等に対しては、安全管理責任者等が、年1回以上、PCB廃棄物の性状や取扱方法、緊急時における応急措置等について、社内教育を実施する。
なお、教育内容とその実施状況を記録し、5年間保存するとともに、知事から求めのあった場合には、報告書を提出する。
- ④ PCB廃棄物の収集運搬に当たっては、関係法令や「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」等の関係規定を遵守する。
- ⑤ PCB廃棄物の事前調査及び収集運搬作業にあたっては、「PCB廃棄物の処理作業における安全衛生対策要綱」（平成17年2月10日 基発第020005号 厚生労働省通知）に沿って作業者のPCBによるばく露防止のための必要な措置を講じる。

(第6面)
運搬車両の写真

自動車登録番号又は 車両番号	
前 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の前面（真正面）を撮影すること。・ナンバープレートが確認できること <div data-bbox="885 772 1308 974" style="border: 1px solid black; background-color: #e0f0ff; padding: 5px; text-align: center;">カラー写真としてください。 (白黒写真不可)</div>
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の側面（真横）を撮影すること。・名称等の車体の表示が確認できること。 <div data-bbox="391 1489 1412 1668" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、 「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付する こと。</div>
	撮影 年 月 日

(第7面)
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器等の全体が写るように撮影すること。 <div data-bbox="730 533 1249 835" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 20px auto; width: fit-content;"><p>カラー写真としてください。 【必要添付書類】 運搬容器の構造図を含む仕様が分かる書類</p></div>			
		撮影	年 月 日

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	年 月 日

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法	
内 訳	金 額 (千円)
事業の開始に要する資金の総額	〇〇,〇〇〇千円
土地	〇〇,〇〇〇千円
事務所	〇〇,〇〇〇千円
収集運搬車両	借上料 月額〇〇〇千円 × 12ヶ月=〇〇,〇〇〇千円
積替保管施設	借上料 月額〇〇〇千円 × 12ヶ月=〇〇,〇〇〇千円
運搬容器購入費	容器 〇,〇〇〇千円×〇個=〇〇,〇〇〇千円 インナートレイ 〇,〇〇〇千円×〇個=〇,〇〇〇千円
GPS購入費	設備購入費 〇〇千円 維持運営費 〇〇千円×12ヶ月=〇〇〇千円
損害保険料	月額〇〇千円 × 12ヶ月=〇〇〇千円
自己資金	〇〇,〇〇〇千円
借入金	〇〇,〇〇〇千円
(借入先名)	〇〇銀行〇〇支店
調 達 方 法	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>申請時点において、車両等の施設を有しているなど、新たな資金を必要としない場合は、該当する項目に「〇円（理由については別紙のとおり）」と記載し、事業の開始に際して新たな資金を必要としない理由を明記した別紙を添付すること。</p> </div>
備考	内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。

産業廃棄物の積替施設又は保管施設の概要

① 積替保管を行う産業廃棄物の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃ポリ塩化ビフェニル等（廃油） ・ ポリ塩化ビフェニル汚染物（トランス、コンデンサー、安定器）
② 施設の所在地 電話番号	〇〇市〇〇町〇番地〇号 123 - 456 - 7890
③ 積替保管施設の管理責任者氏名	田中 太郎
④ 施設を設置する必要性及びその理由	PCB廃棄物の処分の進捗により、保管事業場が疎らとなってきたこと、また、小規模事業場からの少量の安定器の排出が多くなってきたことなどから、PCB廃棄物を効率的に運搬する必要性が高くなったため。
⑤ 積替保管場所の構造 ※ 1	屋内（本社倉庫・鉄筋コンクリート及び不浸透性床、防油堤設置） オイルパン及び活性炭付き局所排気装置を設置（詳細は別添図面）
⑥ 手選別の有無	有（PCB不使用安定器の選別及びコンデンサー外付け型安定器からのPCB使用コンデンサーの取外しを行う）
⑦ 手選別の実施方法 ※ 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ PCB不使用安定器の選別にあたっては、照明器具のラベル、刻印、製造時期等からの情報をもとに判断するほか、コンデンサーの型式等により製造者に確認を行う ・ コンデンサー外付け型安定器の取り外しにあたっては、目視によりコンデンサーの膨張、腐食、油にじみ等の異常がないことを確認後、異常のないもののみを工具を用いて取り外しを行う。 ・ コンデンサー取り外し後の残部材は、拭き取り試験によりPCB付着量を測定し、測定結果に応じて適正に処理を行う。 （作業の詳細については、別添作業マニュアルのとおり。） ・ 手選別作業は耐油性ゴム手袋、保護マスク、保護メガネ等の保護具を装着した上で実施する。
⑧ 有価物拾集の有無	無
⑨ 有価物として拾集する産業廃棄物の種類	無
⑩ 平均的搬出量及び算出根拠 ※ 3	0.2 トン/日 （算出根拠） 搬出量に変動があるため、直近1年間で最も多かった月のPCB廃棄物の総搬出量（5.0トン/日）及び営業日数（25日/日）から算出
⑪ 保管場所の面積	屋内保管場所 17.3㎡
⑫ 保管の高さ ※ 4	なし（屋内で容器を用いて保管するため）m

（日本工業規格 A 4）

⑬ 保管上限 及び算出根拠 ※5	<div style="text-align: right;">1.4 m^3</div> (算出根拠) ⑩に示した平均的搬出量の7日分
⑭ 積替保管施設搬入後の各産業廃棄物の委託元の把握方法 ※6	該当なし (建設系混合廃棄物の保管は行わないため)
⑮ 周囲の囲いの設置方法 ※7	屋内 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施錠付きの屋内に保管 ・ 担当者以外立入禁止
⑯ 積み替え後の予定運搬先 ※8	(運搬先となる処理業者等の名称及び所在地) 高濃度PCB廃棄物： 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (室蘭市) 低濃度PCB廃棄物： JX金属苫小牧ケミカル株式会社 (苫小牧市)

(備考) 本表は、積替保管場所ごとに作成すること。

記載欄が不足する場合は、別紙に取りまとめ、添付すること。

構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

※1 屋内／屋外の別、屋外の場合は屋根の設置の有無、床の材質、保管する廃棄物の荷重が直接かかる囲いが有る場合は当該囲いの材質、施設で使用する容器等を記載すること。

※2 選別作業を行う従業員数、時間帯、機械（重機、ベルトコンベアー等）を使用する場合は、その名称、台数等を記載すること。

※3 新規申請の場合は、従業員数や車両台数等の実施体制を踏まえて計画した数量を記載すること。

更新申請の場合は、申請時点における前月の産業廃棄物の総搬出量を前月の総日数で除して得た数量とすること。ただし、搬出量に季節変動がある場合には、その旨を記載の上、直近1年間で最も多かった月の総搬出量から算出した数量を記載することを可とする。

※4 保管する廃棄物に勾配を設けて保管する場合は、その最高の高さを記載すること。

なお、保管の高さは、処理基準で定められた高さを超えないよう、設定すること。

※5 「面積及び保管の高さ及び勾配から算出した数量」及び「平均的搬出量から算出した数量」を記載し、保管上限の根拠を示すこと。

なお、更新時に事業計画を変更（車両台数や従業員数の増加等）することにより、⑬の保管上限が「平均的搬出量から算出した数量」より大きくなる場合は、当該事業計画の変更の状況を記載し、算出の根拠を示すこと。

※6 積替保管を行う産業廃棄物に建設系混合廃棄物*が含まれる場合にのみ記載すること。

複数の委託元の廃棄物を、区域を分けずに保管する場合における積替保管施設搬入後の各産業廃棄物の委託元の把握方法を記載すること（委託元ごとに容器で区分し、各産業廃棄物の委託元を把握する場合は、その旨を記載すること。）。

なお、区域を分けて委託元を把握する場合は、「区域を分けて委託元を把握する。」と記載すること。

※7 囲いの設置状況、施錠の有無等を記載すること。

※8 産業廃棄物の種類ごとに、予定運搬先が異なる場合には、産業廃棄物の種類ごとに分けて記載すること。

* 土木建築に関する工事に伴い生ずる産業廃棄物であって、排出事業場において分別されず、複数の産業廃棄物の種類を含んだ状態で処理されるものをいう。

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

北海道知事 鈴木 直道 様

申請者

住所 北海道〇〇市〇〇丁目〇番〇号

氏名 北海道〇〇株式会社

代表取締役 北海 太郎

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

他の取締役や監査役など
についても、代表取締役
が証明します。

3 連絡設備等の概要を記載した書類

PCB廃棄物を許可申請品目にする場合は、必ず、提出してください。

- ※ 様式は、定めていません。 標題を「連絡設備等の概要」とし、適宜作成してください。
- ※ 各運搬車両に搭載する連絡設備や事務所に設置する設備の機能、能力等を具体的に記載してください。
- ※ 次の書類を添付してください。
 1. 連絡設備の所有権の又は使用权を有することを証する書類
 2. 車両及び事務所に連絡設備が設置されていることが確認できる写真
 3. GPSの機能を示す書類（カタログ等）

連絡設備等の概要

1 運搬車両に搭載する連絡設備

収集運搬に使用する車両		車両に搭載する連絡設備			
車両の名称	車両番号	GPS	無線機	電話	連絡先一覧
日産〇〇〇〇	札幌11さ3333	○		○	○
日産〇〇〇〇	室蘭11た4444	○	○		○

2 設備の概要

(1) GPS

業務用無線機のみを対象とします。

運転者個人の携帯電話は、含まないでください。

機器の構成	車載装置	管理設備（設置場所：△△△△△△△△）
品名	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇
型式	△△-△△-△△	△△-△△-△△
機能	①管理設備との情報の送受信 ②全球測位システムによる運搬車両の位置の測定 ③運搬車両の速度の測定 ④運搬車両の異常状態の検出 ⑤〇〇〇〇〇〇〇	①車載装置から発信された情報の管理・蓄積 ②軌跡地図、走行履歴等の形式による表示 ③異常事態検出時の車載装置への確認信号の発信 ④車載装置無応答時の関係機関への自動による通報の発信 ⑤関係機関への情報の提供、通報の発信 ⑥〇〇〇〇〇〇〇

車載装置による情報発信	情報発信の時期	発信される情報
	① 〇〇〇〇〇〇〇前 ② 〇〇〇〇〇〇〇時 ③ 〇〇〇〇〇〇〇中 ④ 〇〇〇〇〇〇〇終了 ⑤ 〇〇〇〇〇〇〇通過時 ⑥ 異常事態の発生時	① 〇〇〇、△△△、〇△〇 ② 〇〇〇、△△△、〇△〇 ③ 〇〇〇、△△△、〇△〇、△〇△ ④ 〇〇〇、△△△、〇△〇、××× ⑤ 〇〇〇、△△△、×××、△〇△ ⑥ 〇〇〇、△△△、〇△〇、△〇△、×××

管理設備による関係機関への通報の内容	① 社名、住所、連絡先 ③ 車両の名称、車種、ナンバー ⑤ 〇〇〇〇〇〇〇	② 緊急事態の発生場所 ④ 運転従事者の氏名、連絡先 ⑥ △△△△△△△△
--------------------	---	---

(2) 無線機、電話等

	無線機	電話
品名・型式	〇〇〇〇〇、△△-△△	〇〇〇、△△-〇△-△
番号	△△-△△-△△	090-0000-0000

各車両ごとに搭載する無線機、電話等の概要が分かるように記載してください。

3 連絡先一覧に記載した緊急連絡先

連絡先一覧に記載されている連絡先が分かるように記載してください。又は、連絡先一覧を添付してください。

4 応急措置設備等の概要を記載した書類

PCB廃棄物を許可申請品目にする場合は、必ず、提出してください。

※ 様式は、定めていません。
 標題を「応急措置設備等の概要」とし、適宜作成してください。
 ※ 各運搬車両に搭載する、保護具、流出・飛散防止用具等の品名、規格、数量等を記載してください。

応急措置設備等の概要

1 各運搬車両に搭載する応急措置設備

種類	品名・規格	数量	備考
1.保護具			
保護衣	化学保護衣（上下）：○○○○○○	1着	
保護手袋	耐油性保護手袋：△△△△	1双	
保護長靴	耐油性保護長靴：△△△△	1足	
呼吸用保護具	ろ過式マスク：○○○	1個	
保護眼鏡	プラスチック製ゴーグル：○○○	1個	
2.流出・飛散防止用具			
吸着マット	○○○○○○	3個	
吸収材	△△△△△△	4個	
ウェス		5枚	
3.回収用具	シャベル、オーブンドラム缶（200ℓ）	各1個	
4.消火設備	粉末消火器	2本	
5.応急措置の内容を記載した書類	緊急時対応マニュアル（収集運搬編）	1式	

2 積替保管施設に常備する応急措置設備

種類	品名・規格	数量	備考
1.保護具			
保護衣	化学保護衣（上下）：○○○○○○	3着	
5.応急措置の内容を記載した書類	緊急時対応マニュアル（保管施設編）	1式	

3 「緊急時対応マニュアル」の記載項目

- (1) 緊急時の措置事項
- (2) 緊急連絡体制
- (3) 緊急時における連絡方法
- (3) 緊急時の状況に応じた連絡先一覧
- (4) 緊急時の状況に応じた通報・連絡の内容
- (4) 応急措置設備の使用方法
- (5) 応急措置の作業手順（火災時、漏洩時）
- (6) 暴露、接触時の応急措置
- (7) 事後の処置

積替保管を行う場合は、積替保管施設に常備する応急措置設備についても記載してください。

「応急措置設備等の概要」には、次の書類を添付してください。
 1. 各車両に搭載する応急措置設備の写真
 2. 緊急時対応マニュアル

第4. その他

許可申請やPCB廃棄物等に関する問い合わせ先

【北海道】

問 合 せ 先	所 在 地	電話番号
空知総合振興局（環境生活課）	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0041
石狩振興局（環境生活課）	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館4階	011-204-5823
後志総合振興局（環境生活課）	〒044-8588 倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1352
胆振総合振興局（環境生活課）	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4-1 むろらん広域センタービル	0143-24-9576
日高振興局（環境生活課）	〒057-8558 浦河町栄丘東通56	0146-22-9253
渡島総合振興局（環境生活課）	〒041-8558 函館市美原4丁目6-16	0138-47-9437
檜山振興局（環境生活課）	〒043-8558 江差町字陣屋町336-3	0139-52-6492
上川総合振興局（環境生活課）	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1-1	0166-46-5921
留萌振興局（環境生活課）	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-8432
宗谷総合振興局（環境生活課）	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2921
林-乃総合振興局（環境生活課）	〒093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0629
十勝総合振興局（環境生活課）	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目	0155-27-8527
釧路総合振興局（環境生活課）	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2-54	0154-43-9153
根室振興局（環境生活課）	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28	0153-23-6821
環境生活部環境局循環型社会推進課	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁本庁舎12階	011-231-4111（内線24-325）

【政令市】

問 合 せ 先	所 在 地	電話番号
札幌市 環境局 環境事業部 事業廃棄物課	〒060-8611 札幌市中央区北1西2 札幌市役所本庁舎13階	011-211-2927
函館市 環境部 環境保全対策室 環境対策課	〒040-0022 函館市日乃出町26-2	0138-56-3827
旭川市 環境部 環境指導課	〒070-8525 旭川市6条通9丁目46	0166-26-1111(内線5218)

【国（環境省の道内の出先機関）】

問 合 せ 先	所 在 地	電話番号
北海道地方環境事務所 環境対策課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階	011-299-1952

【JESCOへの入門許可についての問い合わせ先】

問 合 せ 先	所 在 地	電話番号
JESCO北海道PCB処理事業所	〒050-0087 室蘭市仲町14番地7	0143-22-3111